

FAXの場合は、以下を、020-4622-8117にお送りください。

区市町村名：世田谷区 候補者のお名前：熊本のりゆき

候補者の皆様には、以下の公開質問に、お答えいただきたくお願ひ申し上げます。

質問1 東京都は区市町村別に直下地震の被害想定を公表しています。この東京直下地震が発生した場合、貴区市町村での被害及び対応はどうなると考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 大きな被害が出て、行政機関等では対応が困難だと思う
2. 大きな被害は出るが、行政機関等で対応できると思う
3. それほど大きな被害は出ないとと思う。

④ その他（大きな被害が想定され、体制の整備、耐震相談・診断・助成、地域ぐるみの災害要援護者支援を進めている。本年6月、耐震改修促進計画を策定し、国・都の目標を上回る住宅耐震化率95%を実現していく。）

耐震補強を推進するため、耐震診断や耐震補強工事への助成をしている自治体もありますが、その数はまだ多くありません。私たちは、できるだけ多くの自治体が助成制度を採用されることを希望します。

また、助成制度はあっても、あまり活用されていない現状もあります。その大きな理由は、建築基準法が求める耐震強度（耐震診断の評点1.0以上）を確保する場合には、かなりの耐震補強工事費が必要になるからです。そこで、建築基準法が求める耐震強度に達しなくて、たとえ家が壊れたとしても、生存空間が確保できる「簡易耐震補強」でも良いのではないかという考え方があり、墨田区をはじめいくつかの自治体で助成制度も実現しています。

また、低所得者については、一部助成では耐震補強が進まないことから、周囲への影響を考え全額公費でも耐震補強をすべきだと考えもあります。

問2-1 「建築基準法に適合する耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。

③ その他（木造住宅の耐震診断は全額公費負担で実施しており、耐震補強は上限を設けて助成している。非木造についても診断や補強について上限を設けて助成している。）

問2-2 「簡易耐震補強」への助成の必要性について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額自己資金で工事を行うべきで、公費で助成すべきではない。
2. 上限を設けたうえで、一部助成（例えば工事費の50%）を実施すべき。

③ その他（街全体の安全性の向上のためには、現在の区の施策を推進するべきであり、相談体制を充実して安価な工法の普及にも努めていく。）

問2-3 「低所得者には全額公費助成をすべきだ」との意見について、あなたはどのように考えますか。次の中から一つお選びください。

1. 全額公費助成はすべきではない。
2. 「建築基準法に適合する耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
3. 「簡易耐震補強」について、一定の限度額を設けたうえで全額公費助成をすべき。
4. 全額公費助成ではなく、一部を助成し、残りを曾付けで負担すべき。

⑤ その他 木造住宅の耐震診断は全額公費負担で実施し、また、家具転倒防止器具の取り付けでは、2万円を限度として全額助成するなど、低所得者に配慮している。

問2-4 あなたは、「耐震補強」を区民や市民に普及啓発するため、どのように取り組みますか。次の中から一つお選びください。

1. 動産制度を、広報紙等で普及啓発していく。
2. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施し、普及啓発を進める。
3. 広報紙等に加え、耐震補強に関する相談会などを全域で実施するとともに、昭和56年以前に築造された建物の持ち主全員に耐震診断、耐震補強工事を促すお知らせを出して普及啓発を進める。
4. その他 ()

質問3 「耐震補強推進協議会の設置」について

・地域住民が安心して耐震補強工事を進めるには、信用できる技術で、信用できる工務店が工事を行なうことが重要です。そのためには、各区や市ごとに、地域で仕事をしている優秀な建築士や高い技術を持った工務店などを組織化し、地域ぐるみで耐震補強を推進するための「耐震補強推進協議会」を、行政との協働で設置し、相談から費用に合わせた工事までを一貫して行う取り組みが考えられます。

このことについて、あなたはどのように考えますか。

1. 行政が関与してそのような協議会を設立する必要はないと思う。
2. 必要はあると思うが、現実的には、協議会の設立は困難だと思う。
- ③ 耐震補強推進協議会を設置したい。
4. その他 ()

質問4 賃貸住宅などの「耐震性の表示」について

多くの若者や高齢者は、賃貸などが安い耐震性に欠ける古い住宅や木造アパートに住んでいます。阪神・淡路大震災では、こうした建物が倒壊して高齢者や学生が多数亡くなりました。これは、賃貸住宅や中古の建物の広告に「耐震性の表示」がないことが大きく影響していると考えます。

あなたは、行政の施策として、賃貸住客や中古の建物について、賃貸契約時や購入契約時に「耐震性の公表」を義務づけることについて、どのように考えますか。次の中から一つ選んで

ください。

- 「築年」は公表されるので、それで判断すればいいから、現状で十分。
 - 昭和 66 年以前に建てられた建物について、「耐震性」が問題となるが、懸念する住民確保などに大きな影響を与えるので、耐震性の公表は歓迎と寄れる。
 - 条例などによって、昭和 66 年以前に建てられた建物に限り「耐震性の公表」を行う制度を設ける。
 - 条例などによって、すべての建物について、「築年」、「耐震補強の有無」の公表を義務づける。

⑤ その他（ 宅地建物取引業法の施行細則で、販売者や借主に対する重要事項説明として耐震化の状況の説明が義務付けられており、この制度の普及に力を入れていきたい。）

質問5. その他、震災対策に関するお書きについて

(800字程度以内でお書きください。別紙でも結構です)

- ・ 私は、区民の生命と財産を守ることを区政の最優先課題として、災害対策等「安全・安心まちづくり」に全力をあげている。
 - ・ これまで、迅速かつ的確な対応を図るために、災害対策総点検を実施するとともに、警察、消防、自衛隊、日赤等で構成する災害対策協議会を設置するなど、関係機関との平素からの連携強化に努めている。
 - ・ 「住宅都市世田谷」にあっては、住宅補強は喫緊の課題であるため、現在「耐震改修促進計画」の策定を進めており、住宅については平成27年度までに、国や都の目標を上回る95%の耐震化に取り組む。
 - ・ いざと言う時には、近隣や地域の支えあいが肝要であり、私は、区民同士の絆、地域の絆を大切にしたいと考えている。

ご協力、ありがとうございました。